



無戸籍問題について

無戸籍の実態

日本では子どもを出産した場合、法律に基づいた届け出を行うことにより、その子どもが戸籍に記載される規定となつていきます。しかしながら、法務省が実施した調査によると、平成27年3月10日現在で何らかの理由により出生の届け出が行われず、戸籍に記載されない人(以下「無戸籍者」という。)が全国で567人存在し、そのうち学齢児童生徒は142人であると報告されました。

このことにより、教育や行政サービスが十分に受けられない、住む場所や就労の機会を失う等の社会生活上様々な不利益が生じるといった深刻な問題が明らかになりました。

無戸籍の原因と背景

法務省によると、無戸籍となる原因の多くが、(元)夫との婚姻中または離婚後300日以内に子どもを出産した場合に、民法772条の規定によりその子どもが戸籍上(元)夫の子どもと推定されることを避けるためや、(元)夫に子どもの存在を知られたくないなどの理由で出生届を提出されないことがわかっていきます。また、近年の配偶者からの暴力(DV)の増加など、家族環境の変化により民法の規定と実態が合わなくなっていることがその背景とも考えられています。

あきらめずご相談ください

出生届を提出することにより、子どもは戸籍に記載されるとともに住民票にも記載される規定になっています。出生の届出ができず、子どもまたは本人の戸籍及び住民票が無いことや、学校へ通学できない、健康保険への加入ができない等の社会生活が困難な状況で悩んでいる人はいませんか。

法務省及び文部科学省を含む

関係省庁においては、無戸籍者が適切な手続きにより戸籍に記載されるための支援をはじめ、戸籍の有無に関わらず就学を受けられる支援等を行っております。

無戸籍者の存在については、行政だけでは確認できない問題です。決して一人で悩まず、あきらめず、まずは身近な窓口へご相談ください。
相談窓口

- 市民健康課市民係
☎ 22-7734
- 広島法務局東広島支局
☎ 082-42317707

自殺予防週間

9月10日(木)～16日(水)

今日の様々な厳しい生活状況において自殺者を減らすために、ゲートキーパー一人ひとりが行う「いきる支援」が求められています。

市では、平成21年10月に自殺対策緊急強化事業として「いのちのホットライン竹原」を開設して、電話相談、及び対面型相談を行っています。

6年が経過した現在、その間で800件を超える相談が寄せられています。温かく寄り添い、安心感の持てる相談機関を目指しています。いつでも遠慮せずにご相談ください。

いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

話を聞いてほしいと思ったら、いつでも電話してください。名前を告げる必要はありません。お会いして、お話を聞かせていただくこともできます。

開設時間 毎日9時～18時

※盆と年末年始は休館します。

開設場所 NPO法人ふれあい館ひろしま
(竹原市中央2丁目4-3)

問い合わせ

NPO法人ふれあい館ひろしま ☎ 22-9102
保健センター ☎ 22-7157

広島県よろず支援拠点 出張相談会

中小企業・小規模事業者の、売上拡大や経営改善などの悩みに、専門家が適切な解決方法を提案します。

お気軽にご相談ください。

日時 10月6日(火)
10時～17時

場所 竹原商工会議所小会議室

申込期限 10月1日(木)

※事前予約制です。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

申し込み・問い合わせ

公益財団法人ひろしま産業振興機構
広島県よろず支援拠点
☎ 082-240-7706

